

砺波市保存樹等保全事業補助金の概要

担当課：農地林務課
TEL：0763-33-1433

目的

保存樹等の枝打ち及び間伐にかかる費用の一部を助成し保存樹等の良好な維持管理を促進することにより、都市の美観風致を維持し健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的とする。

補助対象者及び交付対象地域

- ① 保存樹等の所有者であること。
- ② 砺波市散居景観保全事業補助金交付要綱第4条に規定する交付の対象地域以外の地域であること。(下記一覧表のとおり)
- ③ 本市の市税を滞納していないこと。

※砺波市保存樹等保全事業補助金の交付対象地域一覧表

地区名	補助対象地域
出町	一番町、春日町、緑ヶ丘、桜木町、新町、杉木町、川原町、木舟町、東町、中町、南町、三島町、西町、旭町、末広町、上町、山王町、信開一番町、永福新町
庄下	矢木住宅、東矢木住宅、高道住宅
五鹿屋	となみ野五番街
東野尻	苗加東町、苗加みなみ台、苗加中央団地
鷹栖	17区、鷹栖東町、新鷹台町
林	新栄町、杉木台団地
油田	雇用促進住宅、新千代
南般若	にれの木台
柳瀬	花みずき台、柳瀬千柳
栴檀野	市谷
栴檀山	全域
東山見	全域
青島	中之島第1、中之島第2、東部、中部、西部、新栄町、青島新町
雄神	全域

※補助金の申請が予算を超える場合は、申請箇所を確認し、優先的に枝打ち等の管理が必要な箇所を選定させていただきます。(専門家の方と現地確認等)

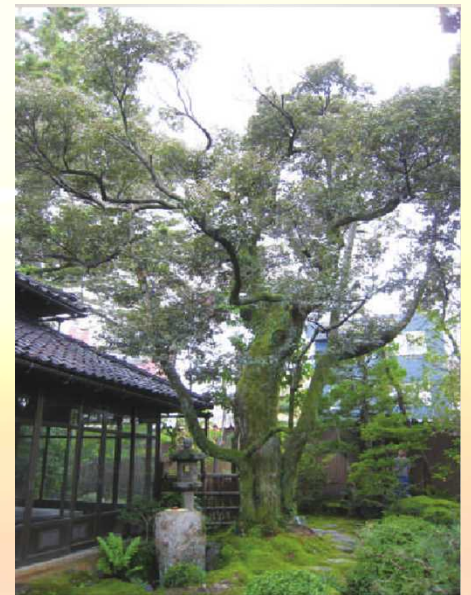
補助対象経費及び補助率

○補助対象経費

保存樹等の枝打ち及び間伐に要する費用
ただし、枝打ち及び間伐後の清掃及び廃棄物としての処理費用は除く。(生け垣は対象外)

○補助率

当該費用の2分の1。ただし、1件あたり10万円を限度とし、同一保存樹等の補助は4年に1回を超えないものとする。



補助金交付の通常の流れ

